

# ”NPO” の Q&A

前回に引き続き「NPO」についてご紹介いたします。今回は、NPO法人の設立要件についてです。

## Q1、「NPO法人」はどのように設立するの？

A1、NPO法人は市民が集まってできる団体です。社会貢献を行なうため、自らNPO法人を設立し、運営することも可能です。設立するためには、**所轄庁（注）に申請し、認証を受けることが必要です。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。**尚、設立の要件は以下のとおりです。

（注）所轄庁：事務所がある都道府県の知事。ただし、2以上の都道府県の区域内に事務所がある場合は、内閣総理大臣。

### 【設立の要件】

- ・ “特定非営利活動”を行うことを主たる目的とすること
- ・ 営利を目的としないものであること
- ・ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ・ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ・ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ・ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ・ 10人以上の社員を有するものであること



## Q2、特定非営利活動ってどんな活動？

A2、特定非営利活動とは下記の17項目を指します。

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動      | 12. 情報化社会の発展を図る活動                         |
| 2. 社会教育の推進を図る活動           | 13. 科学技術の振興を図る活動                          |
| 3. まちづくりの推進を図る活動          | 14. 経済活動の活性化を図る活動                         |
| 4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動               |
| 5. 環境の保全を図る活動             | 16. 消費者の保護を図る活動                           |
| 6. 災害救援活動                 | 17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 7. 地域安全活動                 | 不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものであること       |
| 8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動      |   |
| 9. 国際協力の活動                |   |
| 10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動   |   |
| 11. 子どもの健全育成を図る活動         |   |

内閣府ホームページより抜粋

以上のような要件を満たす事により、所轄庁への手続きを経て設立に至ります。

このほかにも様々な留意点もあります。『よくわからないなという方、もっと詳しく教えてほしい方、相談にのって欲しい方』南相馬市市民活動サポートセンターまでお出かけ下さい。NPO関係の書籍、資料等沢山そろえてスタッフ一同お待ちしております。

## “さぼせん”って、どんなところ？何ができるの？どこにあるの？

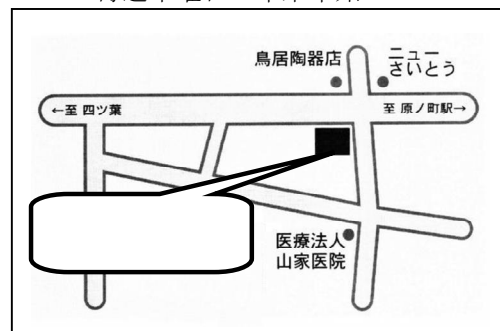
施設名	料 金	
	登録団体	登録団体以外の方
会議スペース	無 料	200円/1時間
貸ロッカー	500円/3ヶ月	使用できません
メールボックス	無 料	使用できません
コピー機	10円/1枚	10円/1枚
印刷機 (用紙持込)	無 料	1製版100円 インク代として1001枚から 1000枚ごとに100円
印刷機紙代	1円/1枚	1円/1枚
プロジェクター 貸出	無 料	1000円/1泊2日まで (含スクリーン)。破損故障の際は 修理して返却して下さい

### 開館時間

月曜日～土曜日  
午前10時～午後9時  
日曜日・祝日  
午前10時～午後5時

### 休館日

毎週木曜日・年末年始



# さぼせんNEWS

～ 南相馬市市民活動サポートセンター ～  
〒975-0003  
南相馬市原町区栄町二丁目20  
TEL/FAX 0244-23-5420  
URL:  
<http://www.minami-soma.com/saposen/>  
E-Mail:  
saposen@minami-soma.com

平成21年 2月1日発行 24

## \* 「子どもの食と自然との関わり」 の講演会開催しました \*

平成20年12月6日(土) 佐藤 幸也先生  
(宮城学院女子大学教授)をお招きして「子どもの食と自然との関わり」の講演会を行いました。佐藤幸也先生の楽しいお話に会場もおおいに盛り上がり、食と自然の大切さを学びました。



## \* 市民活動運営講座 大盛況！ \*

平成21年1月17日(土)に、  
せんだい・みやぎNPOセンター  
紅邑 晶子氏(常務理事・事務局長)  
田内 亜紀子氏(広報支援チーム・ディレクター)  
をお迎えし、市民活動運営講座「チラシの作り方」を開催しました。参加者の方々が持参したチラシについてのアドバイスをいただいたりし、実践的な内容で大盛況のうちに終了しました。



## 「指定管理者制度説明会」開催

南相馬市では、平成21年、道の駅、スポーツ施設、文化会館、馬事公苑等、公の施設を管理代行する指定管理者の発表がありました。平成22年以降も、指定管理者制度の導入を予定している施設もあります。

NPOや、地域活動に関わっている方、またこれから活動を始めようという方、市が推し進めている「指定管理者制度」を理解してこれからの活動の参考にしてはいかがでしょうか。

- 講 師 : 南相馬市役所 企画経営課 担当者
- 日 時 : 2月25日(水) 18:30～20:00
- 会 場 : 南相馬市民文化会館 第4.5練習室  
(ゆめはっと 原町区本町2-28-1 TEL25-2761)
- 参加料 : 無 料

● 申し込み・問合せ  
南相馬市市民活動サポートセンター TEL/fax0244-23-5420